

北朝の地方官と豪族

佐藤 佑治

はじめに

私は先に六朝の地方官吏と豪族について述べたことがあるが、そこでは官制史的にみて三国西晋時期と東晋南朝時期が多くの点で相異をみせること、とりわけ重要なのは、東晋南朝に入ると従来の州吏系統にプラスして府吏系統の官吏が大量に設置され、これらの府吏は本来ある民治・軍治分離の原則をふみこえ民治にまで手をのばし始め、州吏は名譽職化してきていることをまず述べ、次にこうした官制上の変動を背後からつきうごかしていた勢力の一員として、徐々に寄生地主化しつつあった名門士族に代って在地性をもち郷党に新しい実力を蓄えつ

つあった寒門豪族をとりあげ、彼らの進出の有様を検討することによって六朝社会把握の一助としようとした。

前稿では主として南朝を考察の対象にしたので、本稿では北朝に目を転じて地方官と豪族の関係をみてゆきたい。

一 北朝地方行政制度抄

議論の都合上、当時の地方行政をまず制度的な面から簡単にながめておこう。これについては前稿でも引用した嚴耕望氏の著書⁽²⁾が最も具体的にこの時代の地方行政制度を描きだしている。

今、これにより述べてみると、北朝においても基本的には東晋南朝と同じ特徴がみられる。例えば府吏の進出

は北朝でも同様で、正史等を見ると、府吏が州吏をだんだん圧倒してくることは府吏出現頻度の多さから端的にいえる。こうした府吏の進出は北周に及ぶと「常に府佐が州吏を兼任し、兩系統を混合して冗員を削減する趨勢がある」(嚴著九〇五頁)ことになる。周知のようこの趨勢は隋に至って完結し、州吏系の官吏(郷官)が廃止され府吏系に一本化されることが、浜口重国氏によって明らかにされている。

とはいえ北朝が征服王朝であることによるいくつかのちがいがあること勿論である。軍鎮、護軍、行台、領民酋長といった東晋南朝ではみられない制度がここでは施行されていた。これらの詳細は嚴著に詳しい。又、魏晋南北朝全体を通してみられる長官が多くの部曲をもつ点では、北朝においては南朝にくらべて程度が少ない等、微妙な差異がみられるのも事実である。南朝で頻出する都督号も、北朝では北魏末頃まで多く、それ以後は、北齊に行台、北周に總管があらわれるのもこうした差異を示してくれる。

組織系統としては、南朝と同じく、都督(行台・總管)―州―郡―県の四段階に分れており、漢代の郡県、

隋代の州県にくらべて統治人口の割に繁雑な体制である。従って、一州郡あたりの人口は南朝においてと同様に漢代にくらべればはるかに少なく「十羊九牧」(『隋書』卷四六、楊尚希伝)の有様となる。

しかしながらこの時代の王朝が弱体であるのかという点と必ずしもそうだとはいえない。これ又周知のことであるが秦漢帝国にくらべて隋唐帝国の支配力の強さを示す指標の一つとしてとりあげられるのは、地方官吏に対する統制―任命権の強化である。即ち、秦漢帝国では中央任命の地方官は長官と佐官、軍佐官の三人のみで、その他の官吏は長官が任地の人間を任用していた。しかし南北朝に入ってくると、州吏系では、別駕從事史、治中從事史、主簿等でも中央任命の者があらわれ始め、加えて元来中央任命色の濃い府吏系が加わることによって全体として地方官府における中央の色彩のはなはだ濃い体制(具体的な運用のされ方は一まずおくとして)が出来上り、これが隋唐帝国での支配力強化につながる側面をもつことは肯定されてよいだろう。

又、一地方官署で中央色が濃くなったばかりでなく、州郡県数が戸口数の減少とは裏腹に激増しているので、

全国的にみれば尚更中央色の比率は高くなつたといえる。

更に南北朝における中央政府支配体制の強化(くどいが、あくまで体制のことで、実際の運用の有様は問わな

い)は、州郡県のランクの拡大・緻密化にもみられる。

北周を例にとると、州では、雍州、三万戸以上、二万戸以上、一万戸以上、五千戸以上、それ以下の六ランク、

郡では、京兆、一万五千戸以上、一万戸以上、五千戸以上、一千戸以上、それ以下の六ランク、県では、長安・

万年、七千戸以上、四千戸以上、二千戸以上、五百戸以上、それ以下の六ランクとなっており、漢代はいうに及

ばず、北魏の新職品令(太和二三年)による州郡県のランク(首長府に上中下を加えた四ランク)にくらべても

細分化されている。(こうした傾向は南朝でも同様に見られる)こうしたランクは、そこに任用される長官は

うに及ばず佐官、官吏に至る迄を厳密にランクづけし、中央政府を頂点とするピラミッド体制をより強化するの

に大きな力を与える可能性を示しているといえる。

更に述べると、この時代の地方官吏数の大きさに注目する必要がある。細分化された州郡県の官吏数は戸口数

が減少しても減員されることなく逆に府吏系も加わり増

加している。その上、実員ははるかに定員をこえていた。⁽⁶⁾

こうした傾向は地方官吏をその中でいくつかの層に細分してゆくが、その中から例えば流内、流外という分類、官と胥吏という分類の原型がでてくるものと思われる。

それはともかく蔽氏のまとめによれば、この時代の特徴として、(一)行政区画の増加、(二)軍事統制の地方官化、

(三)府州僚佐併行制、(四)長官の部曲擁有、(五)北朝特有の制度、(六)地方豪族の独占——があげられている。(「約論」

八九五—九一〇頁)

以下では、これらの制度が形式的には以上の様であったとして実際にはどのように運用されていたのかを、とくに地方豪族との関連で検討し、北朝の支配体制の質に一步でも迫りたいと思う。

二 善政と悪政

制度の運用面を考える場合、まず蔽氏のあげた「約論」の(六)地方豪族の独占——が述べている点を改めて注

目しておきたい。魏晋南朝と同じく北朝においても地方官吏は豪族が就任するのが普通である。

郡を例にとってみると、『周書』卷二二、柳慶伝に、

父の僧習が北魏の潁川郡守となった時のこととして「地は都畿に接し民に豪右多し。將に郷官を選ばんとするに、皆貴勢に依倚し競い來り請託す。」とあるが如くである。又、『魏書』卷三三、宋隱伝に彼の遺言として「郡に仕えては幸いにして功曹史に至り、忠清を以て奉じれば足る。」とあるのにも見られる如く、功曹が漢代以来の伝統もふまえ、地方官吏の頂点と考えられており、一方では、漢代の郡とは比べるべくもない状況では、その功曹とて『魏書』卷五三、李孝伯伝に「功曹の職は郷選の高弟と曰うと雖ども猶これ郡吏のみ。」ということにもなる。

この時代、郡功曹は、『魏書』卷四三、房法寿伝に「功曹張曾皓に事を委ぬ。」とか、卷七七、楊機伝に「委ぬるに郡事を以てす。」とあるように相変らず重用されているが、こうした例は多くは見られずその地方行政における比重を小さくしている。これに反比例して類出して来るのが府吏であり、その中でも長史、司馬、諮議參軍である。しかし、これらの官品は高く（州の長史、司馬ともなると郡守より高い場合も多い）地方官吏の中に簡単に分類できない、むしろその下位にある諸曹參軍が

該当しよう。（ただし、郡段階で開府置佐した具体例は極めて少なく、殆んどは州以上でしか考察できないが……）

さてこの時代にもこうした官吏の上になつた地方長官の行政はしばしば豪族との関連で表記されている。特に「豪猾」な豪族との関連が多い。それは国家の側からいえば自分達の支配権行使を阻害する側面（卑俗にいえば土地と人民の獲得をめざす競争相手）を彼らももっているからである。この具体的なあり方を検討する（これが眼目であるが）前に地方長官の善政（良吏）と悪政（悪吏）について述べ、後の議論への橋渡しとしたい。

善政の最たるものは勸農溉田をし、民生に心を傾けて人民に所をえさせることである。そうであれば国家の把握できる戸口数も確実にふえて都合がよいからである。

曰く「農桑を勸課し、周年の間、寇盜止息す。」（『魏書』卷二四、崔衡伝）、「又、高染水を導いて北のかた易京に合し東は潞に会す。因りて以て田を灌し、刃儲は歳ごとに積し、輒漕の用省かれ、公私、利を獲る。」（『北齊書』卷十七、斛律羨伝）と。

良吏は又、衣食を足らせば次には礼辱を知らせる為、

学問を振興せねばならない。曰く「大学を修飾し、通儒を簡試して博士に充て、五郡の聡敏なる者を選んでこれに教え、孔子及び七十二子を堂に図まき親ちかから為に讃を立つ。」(『魏書』卷六五、李平伝)、「郡国には大学ありと雖ども、県党に宜しく饗序あるべし。乃ち県に講学を立て党に小学を立つ。」(『魏書』卷五七、高祐伝)と。

彼らは又、一たん災害に出会えば何よりも応急処置をとった。「武川鎮民飢える。鎮将任款、貸を請いて未だ許されざるに擅たまに倉を開き賑恤す。」(『魏書』卷六五、李平伝)と。かくて「開倉賑恤」は史書に頻出してくる。

又、上にたつ者はあくまで質素でなければならない。それでこそ民衆の支持をかちとれるからである。『周書』卷三五、裴俠伝に「河北郡守に除さる。俠は躬から儉素を履み、民を愛すること子の如し。食う所は唯菽麦塩菜のみ。吏民これを懐しまざるはなし、この郡、旧制、漁獵夫三十人ありて郡守に供す。俠曰く『口腹を以て人を役するは吾のなさざる所なり』と。乃ち悉く罷む。又、丁三十人ありて郡守の役使に供す。俠また私に入らせず。並びに庸直を収め官の為に馬を市かう。歲月既に積みて馬

遂に群を成す。職を去る日、一つとして取る所なし。民これを歌いて『肥鮮を食わず丁庸を取らず。裴公の貞恵、世の規矩たり』という。」かくしてこそ民治は進み、国家の戸口はます。「所部の百姓、久しく離乱に遭い、饑饉相い仍りて逃散し殆んど尽く。孝穆の下車する日、戸三千に止まる。情を綏撫に留め、遠近咸至る。数年の内、四万家あり。歳ごとの考績、天下の最たり。」(『周書』卷三五、鄭孝穆伝)

一方これに対する悪政としては、財(とりわけ商業)や賄に關連する場合が多い。

例えば「滎陽の鄭雲、長秋卿劉騰に諂事し、騰に紫纈四百匹を貸し安州刺史たるを得。除書且に出ずるや暮には(元安州刺史封)回まがに詣り坐も未だ定まらざるに、回まがに請いて曰く『我安州となる。卿これを知るや否や。彼の治生何事か便ならん』と。回答えて曰く『卿は国の寵靈を荷いて位方伯に至る。(春秋魯の名相公儀林のように——史記循吏列伝参照)園葵を抜き織布を去らすこと能わずと雖ども宜しく方略を思いて以て百姓を濟うべし。如何ぞ、見るまること造よかにして治生を問うや。封回は商賈たらず。何を以て相い示さん』と。雲慚媿して色を失う。』

〔魏書〕卷三二、封回伝⁽⁸⁾とある。

しかし、ここで問題にしたいのは次の如き例である。

「崇は官に在りて和厚、決断に明らか、辞訟を受納すれば必ず理は推すべきに在り。始めて為に筆を下すに、いたづらに収領せず。然るに性財貨を好み、販肆聚斂し、家資は巨万、營求して息まず。子の世哲、相州刺史となりて亦、清白の状なし。鄴・洛の市鄺その利を収擅し、時論の鄙しむ所となる。」〔魏書〕卷六六、李宗伝)と
か、「鬻の初めて漢中に至るや従容として風雅、豪右に接するには礼を以てし、細民を撫するに恵を以てす。歳余の後、頗る百姓の去就に困りて、斉民を誅滅し藉して奴婢と為す者二百余口、兼ねて商販聚斂す、清論これを鄙とす。」〔魏書〕卷六五、邢鬻伝)である。

こうした例は注目される。というのはこれらは蓄財の点では非難されているのであるが、前段ではむしろ良吏として表現されているのである。⁽⁹⁾ こうした一見矛盾した表現は豪族の記述でもみられるのでここでは提起にとどめそこで考察することにし、今は議論を先に進めよう。

いうまでもなく悪政の最たるものは、そうした地方官の上に立つ国家の悪にすぎるものはない。

北魏では「比年以來、兵革屢々動き、汝穎の地、戸を率いて戎に従い、河冀の境、丁を連ねて転運す。」〔魏書〕卷四七、盧昶伝)とか「魏、永安より後、政道陵夷して寇乱実⁽¹⁰⁾に繁く農商は業を失う。」〔隋書〕卷二四、食貨志)とあり、北齊では「賦斂日に重く、徭役日に繁し。人力既に殫き、帑藏空竭す。」〔北齊書〕卷八、幼主紀)、北周では「頃、興造度なく徵発やまず、加うるに頻歲師旅を以てす。農畝業を失う。」〔周書〕卷五、武帝紀上)と枚挙に暇がない。

となれば、これらの被害を最も蒙る人民は「本生を競い棄てて他の土に飄藏し、或は名を詭り養に託して人間に散没し、或いは山藪に亡命して漁獵を命とし、或いは強豪に投伏して寄命衣食す。」〔魏書〕卷七八、孫紹伝)ことになる。

三 官と盜賊と豪族

彼らは或いは亡命し、或いは豪族の庇護下に入る。その際、自己の生活を維持する為に「盜賊」にもなる。そしてその「盜賊」集団はしばしば「豪右」と関連をもちその地方に隠然たる影響及ぼす。彼らの活躍する場所は

境界地帯(とりわけ山沢)が多い。「広阿沢は定冀相三州の界に在り、土広く民稀にして寇盜有ること多し。」(『魏書』卷五一、韓均伝)とか「長白山、三齊に連接し、瑕丘数州の界、盜賊有ること多し。」(卷四五、辛子馥伝)等である。

又、彼らの活動についてみると、「(北雍)州、北山を帶し盜賊有ること多し。(刺史の)褻、密かにこれを訪ぬるに並びに豪右の為す所なり。」(『周書』卷三七、韓褒伝)、「(河北)郡は山河を帶し、路に盜賊多し。韓・馬兩姓各々二千余家有り。強を恃み險に憑き最も狡害を為す。」(『魏書』卷四二、薛胤伝)とあり、前掲の辛子馥伝には、前記につづいて「諸州の豪右、山に在りて鼓鑄し、姦党多くこれに依り、又、密かに兵伏を造るを得。」とあって豪族と盜賊が連携している。

ところでこうした公権力が最もその意味を問われる時、公権力の浸透をはばむこれら「豪右」に対し、地方長官はどのように対処したであろうか。前掲の韓褒伝が典型的な例を示してくれるのです。こし長いが引用しよう。

それによると盜賊が豪右の仕業とつきとめた韓褒は「陽りてこれを知らずとし厚く礼遇を加う。これに謂い

て曰く『刺史は書生より起つ、安んぞ督盜を知らんや、頼る所は卿等、共にその憂を分たん』と。乃ち悉く桀黠の少年にして素郷里の患たる者に詔して、署して主帥となし、その地界を分ちて盜の発するも獲ざる者有らば故縦を以て論ず。是において諸々の署を被る者、惶懼せざるなし。皆首伏して曰く『前に盜の発する者並びに某等これを為す』と。所有徒侶、皆その姓名を列す。或いは亡命隱匿せる者、亦悉くその所在を言う。褒乃ち盜の名簿を取りて蔵す。因りて州門に大勝して曰く『自ら盜を知り行う者は急ぎ來りて首すべし。即ちその罪を除かん。今月を尽きて首せざる者はその身を顯わに戮し、妻子を籍没して首する者に賞さん』と。旬日の間、諸盜咸悉く首し尽くす。褒名簿を取りて勘するに一つとして差異なし。並びにその罪を原し、許すに自新を以てす。これによりて群盜屏息す。」と盜賊を更生させている。一刀兩断に誅戮する場合も多いが、盜と民とが相互に関連する場合、ないし同一人であれば、彼のように慰撫するのが国家にとってもやはり得策であろう。

ところで国家の支配力の浸透を妨げるのは、地方官吏となつてゐる豪族もそうである。『北齊書』卷三五、裴

讓之伝によると彼が清河大守のとき「清河に二豪吏田転貴・孫舍興あり。久しく吏にして姦猾なり。侵削あること多く事に因りては遂に人を脅し財を取る。」とある。⁽¹⁵⁾

それでは地方長官がこれ程までに頭を悩まし何とかして自己の支配を邪魔させぬよう「友札を以て待」した豪族とはどのようなものであったのだろうか。豪族についてはすでに多くの論著があり、重複する場合もあるが、私なりの検討を試みよう。

ここでも地方長官のところでみた善と悪の対比がしばしばみられる。善とはしばしば谷川道雄氏が掲げる士大夫理念の現われとされる行為であるが、その内容は「輕財重義」の語に集約されると云ってもよいだろう。史書には頻出するが、一例のみあげると、『周書』卷三七、李彦伝に「彦は性謙恭にして礼節有り。頭要に居ると雖ども親党の間において恂恂如たり。財を輕んじ義を重じ、施を好み士を愛す。時論此を以て称す。」とある如くである。又、「輕財」と重なる意味ももつ質素、節儉がそれを補う。これは谷川氏の掲げた北魏の太保、楊椿の子孫への訓戒に詳しい。⁽¹⁶⁾

然しながらいうまでもなく「輕財」の為には散すべき

「財」のあることが前提となる。それではこれらの「財」はどのようにして蓄積されるのか？

云う迄もなく第一は田業経営である。士大夫が多く「不営田業」と一對になっているところからみても逆に田業経営の広範さが示されている。士大夫としてある程度の田業経営をすることは勿論である。⁽²⁰⁾

更に商業と工業も彼らの富を形成するに欠かせない。『魏書』卷二一上、咸陽王禧伝に「禧性驕奢にして、財と色に貧淫たり……奴婢は千を以て数え、田業・塩・鉄は遠近に偏し。臣吏、僮隸相繼いで経営す。」とあり豪族も同様であろう。

彼らの行う貸付も蓄財手段である。『北齊書』卷四二、盧叔武伝には、「豪率輕俠」の彼ですら「郷に在る時、粟千石あり。春夏に至る毎に郷人の食なき者に自ら載取せしめ秋に至りその償に任し都計校せず。然るに歳ごとに常に倍余を得。」とある。推して知るべきであろう。⁽²¹⁾

しかしながら概していうと南朝にくらべて北朝は『顏氏家訓』にもいう如く、在地性が高く自然経済的側面が強いようである。⁽²²⁾

次に彼ら豪族が郷党でもつ影響力の一例として李元忠

一族をあげるのが適當であろう。

『北齊書』卷二二、李元忠伝に「性仁恕、疾有る者を見れば貴賤を問わず皆為に救療す。家素と富実、其の家の人多く郷に在りて挙貸し利を求むること有り。元忠毎に契を焚きて責を免す。郷人甚だ敬重す。」とある。

又、彼の宗人、愍は注(13)にも引用した通り「姦俠を招致して徒侶とした」のだが、その集団の力はやがて北魏末の混乱を迎えると石門山に陣どり、高歓はその力を利用してしようと招くが、それに応じた愍は衆数千人を擁したとある。

又、元忠の族叔、景遺はやはり「少くして雄武で膽力あり。好んで亡命を結聚し共に劫盜をなす。郷里毎に患う。」とある。彼は南鉅鹿太守をしていた兄が賊罪で州獄にあるのを出獄させたが、州の追討軍も制することができなかつた程で、その集団がいかに堅固であるか知らされる。

元忠自身のこととしては、清河の五百人に及ぶ西戎者が盜賊の為、路をふさがれ元忠の所に身を投じると、奉ぜられた絹千匹からだだの一匹だけ受けとり、一方では五牛を殺して食にあて、奴を案内にたたせ「賊にあつた

ら、季元忠がお送りしているといいなさい。」と言った。果して言う通りにすると賊は皆さけたとある。

こうした「俠」や「輕財重義」は豪族が在地でもつ支配力を支える行為といえる。こういう集団内にいる者にとっては、アテにならぬ国家(具体的には地方官を通して感じるのだが……)よりはるかに自己を庇護してくれると感ぜられたことであろう。だからこそ「公賦に倍す」(『魏書』卷一〇、食貨志)といわれようと「官役」(徭役や兵役)にかりだされただけ有利ということになる。かくしてこれら豪族は自分達の利益になる限りにおいて国家権力に協力し、その基礎を支えるが、一たん戦争や内乱なので不利益の方が多いと判断すれば行政の末端を担うことから降りることになる。王朝の末期にみられる戸口数の激減や滅亡のあつけなさは彼ら豪族集団が現実にとどの位実力をもっている(≡人民を把握している)かを示す指標ともいえる。

彼らはこうして郷里において隠然たる勢力をもつことになる。善、悪とはその集団に対するレットテルであり内容は同じである。ある豪族集団の中に(支配下)にいる者にとって善であることが、それに属さない者にとって

悪となる。国家との関係でもそうである。同一豪族集団が国家に協力してくれる場合には善であり、逆であれば悪となるのである。国家は自分の意思、立て前（「個別人身支配」の貫徹とおきかえてもよいだろう）をそのままもちだすより、というよりは、もちだそうとしてできる訳ではない以上、なるべくこうした豪族集団のもつ規制力を上から利用して（豪族集団にとっても公権力を利用し、分け前にあずかれるから悪い話ではない）支配を貫徹しようとすることになる。勿論、両者の関係は、本来的には土地と人民をめぐる競争相手である以上、極めて緊張感をはらんだものであり、この関係の中で、よりアメ的政策を実行してゆくのが循吏、よりムチ的政策を実行してゆくのが酷吏ということになる。『魏書』卷三、太宗紀、永興五年（四一三）の詔に使者を分派して「俊逸」を求めるといふ大義名分で豪門強族を都にあげさせ任用するとあるのは、一皮むけば、卷二四、崔玄伯伝にあるように、群起する盜賊に手をやいた太宗が「首悪を先ず誅し、党類は赦せ」といふ元屈のムチ的政策より、玄伯の「ゆるして改めない段階で誅したとて晚くはない」といふアメ的政策を採用した結果である。崔玄伯

伝で「那国の豪右、大いに民蠶をなす」と述べ、太宗紀では「豪門強族にして州閭の推す所となる者」と豪族を一見矛盾した言葉で表現しているのも如上の見方からすれば何ら怪しむに足りないのである。

ところでこうした現象は、この時代特有のことではなく、春秋戦国時代以降みられるのであるが、⁽²³⁾それではこれら豪族は漢代までと六朝とでは、又、南朝と北朝では同じなのか、どうなのか。

周知のように谷川・川勝氏等⁽²⁴⁾は、春秋戦国以降を氏族共同体が崩壊して村落共同体（従来、停滞性の元凶とされていたもの）があらわれ、秦漢をその第一段階の里共同体期、三国以降を第二段階の豪族共同体期とされ、両期の差異をとかれた。これに対しては堀敏一氏等⁽²⁵⁾が已に説かれたように漢代から豪族は存在しているのであり何故に両期がわけられるのが問題となる。後漢以降進行する「領土化傾向」が小農民の共同体的秩序を維持しようとする意識とぶつかる中から、「望」を担った「豪族」が登場してくると説くが、それでは漢代を「フラット」な関係と捉えられるのか？ 又、六朝貴族の生活倫理をあれ程高潔なものと捉えられるかが大きな問題として残

るだろう。

又、一方で堀敏一氏が「豪族社会の変容」の項で述べられている変容の指標は移動と異姓参加で未だ詳しい差がえがかれているとはいえない。

南朝に顕著にみられた士族の不在地主化、在地寒門豪族の大量進出という現象も北朝ではそれ程顕在化していない。⁽²⁷⁾又、宮崎市定氏、渡辺信一郎氏の論考では、前者は六朝を中世農奴制とし、後者は富豪層の大土地経営を分析しそこに農奴制の胚胎をみるが、これには古代奴隸制とか均田農民の階層分解の重視という反論が予想される。

私自身は未だによく別らないがいくつか考えるところがあるので述べてみたい。

すでに浜口重国氏⁽³⁰⁾によって説かれたように、六朝では漢代より以上に奴婢の語が多くでてくる。おそらくは、異民族の掠奪や逃亡のはての売身等、安定政権のなかった事が最も影響していると思われるが、これらの奴婢が単なる家内労働だけでなく耕作にもつかわれているところから、又、奴婢もかってに殺すことは許されていない例や妻子をもつ例等から、かりに「奴隸」いう社会経済

史用語に該当させるとして、どういふ社会構造の中で位置づけようとするのかの検討がまだまだ足りないように思われる。

又、小農民についていうと、堀氏⁽³²⁾もかかれている如く、しばしば発布される牛力と人力を交換する詔勅は、豪族と小農民との関係を前提にしているのである。牛力と新しい深耕のきく犁はベアとなって生産力をたかめたであろう。⁽³³⁾しかし「必要は発明の母」のたとえ通り、こうした新技術の背景としては、逃亡農民の統出による荒地の出現と労働人口の減少、それに反比例して増加する非生産的人口(盗賊・軍人等)という悪条件をかかえてそれを打開せねばならなかったことを考えておかねばならぬであろう。

こうした状況下での生産関係(国家—小農民、豪族—隷属民)が一体いかなる内容をもつのかを追究してゆかねばなるまい。

四 まとめ

私は、地方官(吏)と豪族の具体的関係を探ってきた。制度的には、北朝もいくつかの特有な制度を除けば大体

同様でとりわけ府吏の進出がこの時代の特徴といえよう。さてこうした官職につく豪族はそれによって自己の地位を安泰にし、他の集団に対しては優位性を示すという利益がある時は、王朝権力支配の基礎を形成する。逆にいえばその利益が戦乱等で保障されなくなるとそこから離脱する。これがしばしば「猜」「盗」「俠」とよばれるものの実体である。従って外面的にはどんなに「個別人身支配」が貫徹するようにみえても、現実には末端で王朝支配を具現化しているのは在地に規制力をもつこれら豪族であることを考慮から外すことはできない。だからこそ歴代の王朝はしばしば豪族をどう手なずけるかに腐心したのである。史書にあらわれてくるのはこうした豪族等、民間勢力がもつ自律的秩序のほんの一部にすぎない。何故なら、これらの秩序が姿をみせるのは、国家権力との間に関連がでた時に書かれることが多いからである。又、その場合でも王朝支配を貫徹しにくくするもの¹¹なければそれにこしたことはないという意識に裏うちされているから極めて否定的な側面を前面に出されやすい。従って私達としては、こうした国家の側からの偏見を一たんに濾過した上でその時代の社会の有様を構成するのだけ

れば、真相には迫りえない。従ってよくいわれる皇帝と小農民の関係が基本的生産関係という場合³⁴豪族の自律性をどういう風子の中にくみこんでゆくのが眼目となる。そしてその時代的推移をあとづけてゆくのが「歴史的」考察の内容であろう。

私の考察では前提ばかりをのべ、秦漢とのちがいにについては感想風にしか書けず、この点は又、宿題として残ってしまった。

尚、本稿では、地方長官と豪族の関連についての考察が主になってしまい、地方官吏との考察が殆んどできなかった。地方官吏については、嚴耕望氏が明らかにしてくれた地方官吏のみならず、更に下級の例えば三長制や『金石萃編』等にでてくる邑主、邑正といった語（明らかに郷党の実力者らしいのだが）の追究がどうしても必要である。この点については早々に手がけたいと思う。

又、本稿では豪族に力点をおき農民を始めとする民衆の考察が不十分なものとなってしまった。支配されるといった受動的な側面でなく、彼らの生活にねざした能動的な側面を何とかして画きだしてゆきたい。

前稿でも述べたところであるが、こうした豪族の出身

がどこにあるのかが不明のまま、本稿でも残された。又、こうした豪族がどうなっていてゆくのかも。

しかしこれらの課題は今すぐにはとても回答が出せない。本稿も六朝の「歴史的」考察をめざす一里塚である。引用等、筆者の浅見による曲解のあることを恐れる。叱正を頂ければ幸いである。

- (1) 佐藤佑治「六朝の地方官吏について」『一橋研究』二七号、一九七四年。「南朝における寒門豪族の進出」『一橋論叢』七三巻五号、一九七五年。
- (2) 嚴耕望『中国地方行政制度史上編(三)(四)』台北、一九六三年。

尚、この時代の中央官制も含めた全体的制度については、陶希聖編校『中国政治制度史第三冊—魏晉南北朝』、一九四四年。再版、台北、一九七三年を参照。

- (3) 浜口重国「所謂、隋の郷官廢止について」『加藤博士還曆記念東洋史集説』所収、一九四一年、後、『秦漢隋唐史の研究下巻』一九六六年に収録。

- (4) 因みに各王朝の戸口数の大略を掲げる。(万以下切捨て)

後漢 一〇七八万戸 五三八六万人 後漢書郡国志

注引漢官儀

北魏	五〇〇余万	通典歷代盛衰戸口
北齊	三〇三万	"
北周	三五九万	"
隋	八九〇万	四六〇一万

(5) 一例として北周における州のランクと州府官吏のランクを示す。嚴著八九二頁。

雍州	九八八七正	七六六五正	五四四三正	三三二二正	一一正
三万戸	①	②	③	④	⑤
二万戸	①	②	③	④	⑤
一万戸	①	②	③	④	⑤
五千戸	①	②	③	④	⑤
以下	①	②	③	④	⑤

- (6) 『周書』卷四五、儒林盧誕伝に「(北齊の北予州)刺史高仲密以州帰朝、朝廷遣大將軍李遠率軍赴援、誕与文武二千余人奉候大軍。」とある。『隋書』卷二七、百官志中によれば、北齊時「府州属官佐史」の定数は最高格の上上州でも三九三人である。嚴著五九二頁参照。

因みに南朝でも同様で、『宋書』卷三、武帝紀下、永初二年(四二二)三月の項参照。

- (7) 李劍農『魏晉南北朝隋唐經濟史稿』一九五八年、再版、北京、一九六三年、六一頁参照。

- (8) 鄭雲の如き人物と、封回の如き人物を対比させてえがいたものに谷川道雄「北朝貴族の生活倫理」(『中国中世史研究』所収、一九七〇年)
- (9) 他にも「出為齊州武昌王征虜長史。後李元護之為齊州、仍為長史、帶東魏郡太守。在治十年、經三刺史、以清勤著稱。齊人懷其恩德、号曰良二千石。及代還、大受民故遺、頗以此為損。」(『魏書』卷二四、鄧羨傳)等。
- (10) 薩孟武『中国社会政治史—第二冊』台北、一九六二年、二八三頁以下参照。
- (11) 『魏書』卷二四、崔寬傳「二嶠地峻、民多寇劫。寬性滑稽、誘接豪右、宿盜魁帥、与相交結、傾矜待遇、不逆微細。是以能得民庶忻心、莫不感其意氣。」
- (12) 同様の例に『周書』卷一九、宇文貴傳「先是蜀人多劫盜、(益州刺史宇文)貴乃召任、傑、健者、署為遊軍二十四部、令其督捕、由是頗息。」
- (13) 『北齊書』卷二二、李元忠傳付宗人愍傳「形貌魁傑、見異於時。少有大志、年四十、猶不仕州郡、唯招致盜俠、以為徒侶。」
- (14) 本文に掲げた『魏書』卷四二、薛胤伝には「胤至郡之日、即取其姦魁二十余人、一時戮之。於是羣盜懾氣、郡中清肅。」とある。
- (15) 『魏書』卷七七、辛纂伝「民有姜洛生、康乞得者、旧是太守鄭仲明左右、豪猾偷竊、境内為患。(滎陽太守)纂、伺捕擒獲、梟於郡市、百姓忻然。」
- (16) 『魏書』卷四〇、陸俟伝付猷伝「興安初(四五二頃)、賜爵聊城侯、出為散騎常侍・安南將軍・相州刺史・假長庠公。為政清平、抑強扶弱。州中有德宿老名望重者、以友礼待之、詢之政事、責以方略。如此者十人、号曰十善、又簡取諸果強門百余人、以為假子、誘接殷勤、賜以衣服、令各帰家、以耳目於外。於是寔姦摘伏、事無不驗。百姓以為神明、無敢劫盜者。在州七年、家至貧約。」
- (17) 堀敏一『均田制の研究』岩波書店、一九七五年—末尾の「参考文献目録」参照。
- (18) 輕財重義、好施愛士等の例は、『魏書』では、卷三二崔暹伝、卷三八刁雍伝、卷四二寇讚伝、卷四三劉休賓伝、卷四四薛野豬伝、卷六八甄琛伝、卷六九裴延篤伝、卷七一江悦之伝、卷七二潘永基伝、卷八七馬八龍伝、卷八八杜纂伝、卷九三王叡伝。
- 『北齊書』では、卷一神武紀上、卷二〇堯雄伝、同上薛脩義伝、卷二一高乾伝、卷二二李元忠伝、同上盧文偉伝、卷三四楊惜伝。
- 『周書』では、卷一文帝紀上、卷十苻莊公伝、卷十四賀拔勝伝、卷二一尉遲迴伝、卷三二唐瑾伝、卷三六段永伝、卷三七李彥伝、卷四三陳忻伝。
- 『北史』では、卷四五夏侯遷伝等である。
- (19) (8) 参照。他に有名なものとして『顔子家訓』卷五止息篇の一節「常以為二十口家、奴婢盛多不可出二十人。良田十頃、堂室纔蔽風雨、車馬僅代杖策。蓄財數万以擬吉

凶急速。不審此者以義散之、不至此者、勿非道求之。」がある。

(20) 『魏書』卷七一、夏侯遷遷伝「道遷雖學不淵洽、而歷覽書史、閑習尺牘、札翰往還、甚有意味。好言宴、務口実、京師珍羞、罔不畢有。於京城之西、水次之地、大起園池、殖列蔬果、延致秀彦、時往遊適、妓妾十余、常自娛興。国秩歲入三千余匹、專供酒饌、不當家産。每誦孔融詩曰「坐上客恒滿、樽中酒不空」、余非吾事也。」識者多之。」

(21) 地方長官であれば尚更横暴で大商人と結託して利をえた。『魏書』卷五、高宗紀、和平二年正月詔、「刺史牧民、為万里之表。自頃每因発調、逼民假貸、大商富賈、要射時利、旬日之間、增賦十倍、上下通同、分以潤屋、為政之弊、莫過於此。其一切禁絶、犯者十匹以上皆死。」

(22) 卷一治家篇「生民之本、要当稼穡而食、桑麻以衣。蔬果之蓄、園場之所産、雞豚之蓄、埘圈之所生。爰及棟宇器械、樵蘇脂燭、莫非種植之物也。至能守其業者、閉門而為生之具以足、但家無塩井耳。今、北土風俗、率能躬儉節用以贍衣食、江南奢侈多違焉。」

(23) 增淵龍夫『中国古代の社会と国家』弘文堂、一九六〇年。

(24) 『中国中世史研究』東海大学出版会、一九七〇年。

(25) 堀敏一「中国古代史と共同体の問題」『駁台史学』二七号、一九七〇年、後、『現代歴史学の課題(上)』一九七一年に収録。

(26) (17) 一三四頁以下。

(27) 宮川尚志「北朝における貴族制度(上・下)」『東洋史研究』八卷四号(上)、五・六号(下)、一九四三・四年、後、『六朝史研究—政治社会篇—一九六五年に収録。

(28) 宮崎市定「部曲制から佃戸制へ(上・下)——唐宋間社会変革の一面——」『東洋史研究』二九卷四号(上)、三〇卷一号(下)、一九七一年。

(29) 渡辺信一郎「漢六朝期における大土地所有と経営(上、下)」『東洋史研究』三三卷一号(上)、二号(下)、一九七四年。

(30) 浜口重国「中国史上の古代社会問題に関する覚書」『山梨大学学芸学部研究報告』第四号、一九五三年、後、『唐王朝の賤人制度』一九六六年に収録。

(31) (29) 参照、又、呂思勉『兩晋南北朝史』一九四八年、再版、香港、一九六二年、一〇〇九頁以下参照。

(32) (17) 一一四頁、又、(29) 参照。

(33) 天野元之助「魏晋南北朝時における農業生産力の展開」『史学雑誌』六六卷十号、一九五七年。

(34) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』東京大学出版会、一九六一年。

(一九七六、四、一五)

(一橋大学助手)